



町からみなさんへの大切なお知らせです。



川俣町筋力アップ教室のお知らせ

問 保健福祉課 地域福祉係（内線 1403）

- 場所 リハビリ南東北川俣
- 日時 1月～3月（3か月間）の毎週土曜日
午後2時30分～4時
- 内容 マシントレーニングを中心とした筋力アップ等
- 対象者 65歳以上で介護認定を受けていない方
（「基本チェックリスト」で介護予防が必要とされた方）※今まで参加したことのある方は除きます。
- 参加費 無料※送迎サービスあります
- 申込先 川俣町地域包括支援センター
（Tel 538-2600）
- 申込期限 11月30日（土）

第二次川俣町地域福祉計画オンライン意見箱

問 保健福祉課 地域福祉係（内線 1403）

川俣町では今後10年間（令和7年度～令和16年度）の地域福祉の方向性を定める「第二次川俣町地域福祉計画」を策定します。

川俣町が10年後も『誰もが笑顔で元気に暮らせるまち』であるために、あなたが思う理想の福祉のまちづくりについてお伺いし、理想の街となるために、自分や家族、地域、行政のそれぞれが、どのようなことに取り組む必要があるか、町民の皆様のご意見を募集します。

■募集期間 11月30日（土）まで
右記のQRコードより回答画面にアクセスし、画面の指示に従ってご回答ください。



県復興公営住宅入居者を募集します

問 県復興公営住宅入居支援センター（Tel 522-3320）

- 募集期間 12月2日（月）～10日（火）
- 対象住宅と戸数 募集団地の詳細は、11月下旬に福島県復興公営住宅入居支援センターホームページ（右記QRコード）でお知らせします。
- 対象者
 - ・避難指示区域等から避難されている方
 - ・平成23年3月11日時点で、避難指示が解除された区域に居住していた方
 - ・東日本大震災の地震・津波被災者
 - ・平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方
 - ・比較的所得が低く、県営住宅の入居資格を備えている方（入居率が80%以下の団地に限る）※住宅に困窮していることが要件となります。



町営住宅入居者を募集します

問 建設水道課 管理係（内線 1603）

- 募集期間 11月1日（金）～11月15日（金）
 - 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
（閉庁日を除く）
 - 対象住宅と戸数
 - ①飯坂団地（飯坂字北古堂道内）3戸
 - ②小綱木団地（小綱木字反田）1戸
 - ③壁沢団地1号棟（字壁沢）14戸（1・3～5階）
 - ④壁沢住宅2号棟（字壁沢）3戸（1・2階）
 - ⑤ふもとがわ団地1号棟（大字鶴沢字笛田）10戸（2～5階）
 - ⑥ふもとがわ団地2号棟（大字鶴沢字笛田）10戸（2～5階）
 - ⑦賤ノ田団地（字賤ノ田）11戸（1～5階）
 - ⑧新中町団地（字新中町、字川原田）3戸（2戸1棟建てタイプ）※壁沢住宅2号棟については、UIターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは係までご相談ください。
※新中町団地については、特定帰還者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは標記担当係までご相談ください。
 - 間取り・設備 各団地で若干異なりますので、お問い合わせください。
 - 入居条件
 - ①現に住宅に困窮している方。
 - ②税、その他の使用料等の未納がないこと。
 - ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。
 - ④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。（60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、お問い合わせください。）
 - ⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること（収入のある方全員）です。ただし、裁量世帯（入居者が障害者等）の場合は214,000円以下となります。
 - ⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - ⑦入居者が暴力団員でないこと。
 - 家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります（別途、共益費等がかかります）。
 - 駐車場 原則1戸に1台（家賃とは別に使用料あり。一部の住宅は駐車場無し）
- ※新中町団地については、入居者名義2台まで
- 受付場所・問い合わせ 標記担当までお問い合わせください。





暮らし

猫の飼い主のみなさまへ

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

猫は年2回以上繁殖し、毎回数匹の子猫が生まれます。もらい手のいない子猫を増やさないためにも、次のことを心がけてください。

■屋内飼育に努めましょう。

屋内飼育をすることで、交通事故や伝染病の感染などの危険から守ることができます。

またふん尿による近隣トラブルを防止できます。

■不妊・去勢手術をしましょう。

生殖器に起因する病気を予防し、繁殖に関する問題行動を抑制することもできます。

■住みかやえさ場を作らせない。

忌避剤を使用するなどして、野良猫等を空き家や物置等から避け、住みかとするのを防ぎましょう。

■猫を捨てないようにしましょう。

猫の遺棄は犯罪行為です。野良猫になった猫は、交通事故や病気により、寿命は5年以下との報告もあります。飼い続けることができない場合には、新しい飼い主を探すようにしましょう。

■飼い猫以外にえさはやらない。

「かわいそう」と思った一時の感情でえさを与えると、繁殖が容易になり野良猫の増加にもつながります。近隣トラブルの原因にもなりますので絶対にえさを与えないようにしましょう。

スマホ・タブレット教室を開催します

問 政策推進課 デジタル推進室（内線 2407）

川俣町では、スマホ・タブレットの知識や操作について学ぶ教室を実施いたします。

■日時

1回目 12月16日(月) 午前11時～午後1時

2回目 1月22日(水) 午後1時～3時

■募集人数 各回15名

■会場 川俣町役場3階 大会議室

■内容 スマホ等の操作方法、インターネット検索、アプリのダウンロード・利用方法

※1回目・2回目とも同じ内容です。

■参加費 無料

■申込締切日

1回目 12月9日(月)

2回目 1月15日(水)

■持ち物 普段利用しているスマホ・タブレット

※スマホをお持ちでない方もご参加いただけます。貸出用スマホを用意します。

■申込方法 担当まで、お電話でお申し込みください。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

問 東北福島年金事務所（Tel 024-535-0141）

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受け取れる年金）の受取額が少なくなります。

将来受け取れる老齢基礎年金を増額するために、免除等の期間の保険料については、10年以内であれば遡って納めることができます（追納といいます）。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年目以降の追納の場合、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。詳しくは、東北福島年金事務所へお問い合わせください。

11月は年金月間です

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1406）

11（いい）月30（みらい）日は「年金の日」です。年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」や「ねんきん定期便」で、ご自分の年金記録を確認してみましょう。ねんきんネットについては、日本年金機構のホームページでご確認ください（URL：https://www.nenkin.go.jp/n_net/）。

交通事故などにあったら届け出を

問 保健福祉課 国保年金係（内線 1406）

交通事故など自分以外の人の行為を第三者行為といいます。第三者行為が原因で病気やケガにあってしまい、国民健康保険を利用して治療を受ける場合は、必ず標記担当まで届出（連絡）をしてください。

医療機関からの請求書（診療報酬明細書）の確認の結果、交通事故などの第三者行為によるけがや病気の可能性がある場合には、負傷原因の問い合わせ文書を送付しますので、書類が届いた場合は、速やかに回答をお願いします。

伊達地方在宅医療・介護連携支援センター開所

問 保健福祉課 地域福祉係（内線 1402）

10月1日に、伊達市、川俣町、国見町、桑折町の1市3町合同で、伊達市保原町にある伊達医師会内に開所しました。高齢者の方が、医療と介護を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活続けることができるよう、医療職及び介護職の連携推進を図ることを目的としております。10月1日には開所式、10月2日には開所記念講演会が開催されました。

